

平成 29 年 7 月 27 日

各 位

不動産投資信託証券発行者名

日本プライムリアルティ投資法人

代表者名 執行役員 金子 博 人

(コード番号 8955)

資産運用会社名

株式会社東京リアルティ・インベストメント・マネジメント

代表者名 代表取締役社長 城 崎 好 浩

問合せ先 取締役財務部長 埜 村 佳 永

(TEL. 03-3516-1591)

規約一部変更及び役員選任に関するお知らせ

本投資法人は、本日開催の役員会におきまして、下記のとおり、規約一部変更及び役員選任に関して、平成 29 年 9 月 5 日開催予定の本投資法人の投資主総会（以下「本投資主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

なお、下記事項は、本投資主総会での承認可決をもって有効となります。

記

1. 規約一部変更の主な内容及び理由について

(1) (現行規約第 30 条第 1 号関係)

投資主に分配する金銭の総額に係る利益の定義について、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和 26 年法律第 198 号。その後の改正を含みます。）の内容と平仄を合わせるため、規定の変更を行うものです。

(2) (現行規約第 30 条第 2 号関係)

投資法人における税会不一致の問題に関して、投資法人の計算に関する規則（平成 18 年内閣府令第 47 号。その後の改正を含みます。）及び租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号。その後の改正を含みます。）等の改正に伴い、資産の維持又は価値向上に必要と認められる長期修繕積立金等並びにこれらに類する積立金及び引当金等を積み立て、又は留保その他の処理を行うことができることを明示するため、規定の変更を行うものです。

(本件の詳細については、別紙「第 11 回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。)

2. 役員選任について

執行役員 1 名（金子博人）及び監督役員 2 名（出縄正人、草薙信久）は、平成 29 年 9 月 14 日をもって任期満了となりますため、平成 29 年 9 月 5 日に開催される投資主総会に執行役員 1 名及び監督役員 2 名の選任についての議案を提出するものです。

また、執行役員及び監督役員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員 1 名及び補欠監督役員 1 名の選任について議案を提出いたします。

(1) 執行役員候補者

大久保 聡 (新任)

※ 候補者は、株式会社東京リアルティ・インベストメント・マネジメント理事を兼務しています。

上記を除き、候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。

(2) 補欠執行役員候補者

城 崎 好 浩 (新任)

※ 候補者は、株式会社東京リアルティ・インベストメント・マネジメント代表取締役社長及び東京建物株式会社執行役員を兼務しています。

上記を除き、候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。

(3) 監督役員候補者

出 縄 正 人 (重任)

草 薙 信 久 (重任)

※ 候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。

(4) 補欠監督役員候補者

川 口 明 浩 (新任)

※ 候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。

(本件の詳細については、別紙「第 11 回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。)

3. 投資主総会の日程

平成 29 年 7 月 27 日	投資主総会提出議案の役員会承認
平成 29 年 8 月 21 日	投資主総会招集ご通知の発送 (予定)
平成 29 年 9 月 5 日	投資主総会 (上記の規約一部変更及び役員選任等を付議) (予定)

以 上

【別紙】第 11 回投資主総会招集ご通知

(証券コード 8955)

平成29年8月21日

投資主各位

東京都中央区八重洲一丁目4番16号
日本プライムリアルティ投資法人
執行役員 金子博人

第11回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、本投資法人の第11回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の投資主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書面に賛否をご表示いただき、平成29年9月4日（月曜日）午後5時30分までに到着するよう折り返しご送付いただきたくお願い申し上げます。

また、本投資法人においては、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項の規定に基づき、規約において、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めております。従いまして、当日ご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなされない場合、本投資主総会における各議案について、賛成されるものとみなされ、かつ、かかる投資主様の有する議決権の数は、出席した投資主様の議決権の数に算入してお取扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

現行規約第13条第1項

「投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。」

敬 具

記

1. 日 時 平成29年9月5日（火曜日）午後2時

2. 場 所 東京都中央区日本橋兜町2番1号
東京証券取引所 2階「東証ホール」

（末尾の投資主総会会場のご案内図をご参照ください。）

3. 会議の目的事項

決議事項

- 第1号議案 規約一部変更の件
- 第2号議案 執行役員1名選任の件
- 第3号議案 補欠執行役員1名選任の件
- 第4号議案 監督役員2名選任の件
- 第5号議案 補欠監督役員1名選任の件

以上

-
- (お願い) ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 投資主総会当日、代理人により議決権を行使いただく場合、議決権を有する他の投資主様1名に委任することができます。この場合、投資主様本人の議決権行使書面とともに代理権を証する書面をご提出ください。
- なお、投資主様ではない代理人、及び同伴の方など、議決権を行使することができる投資主様以外の方はご入場いただけませんのでご注意ください。
- ◎ 当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用会社である株式会社東京リアルティ・インベストメント・マネジメントによる「運用状況に関する説明会」を実施する予定でございます。
- ◎ 投資主総会参考書類を修正する場合の周知方法
投資主総会参考書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正事項をインターネット上の本投資法人のホームページ (<http://www.jpr-reit.co.jp/>) に掲載いたしますので、あらかじめご了承くださいようお願い申し上げます。
- ◎ 決議ご通知につきましては、本投資主総会終了後に本投資法人のホームページ (<http://www.jpr-reit.co.jp/>) に掲載させていただきます。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 規約一部変更の件

1. 変更の理由

(1) (第30条第1号関係)

投資主に分配する金銭の総額に係る利益の定義について、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。）の内容と平仄を合わせるため、規定の変更を行うものです。

(2) (第30条第2号関係)

投資法人における税会不一致の問題に関して、投資法人の計算に関する規則（平成18年内閣府令第47号。その後の改正を含みます。）及び租税特別措置法（昭和32年法律第26号。その後の改正を含みます。）等の改正に伴い、資産の維持又は価値向上に必要と認められる長期修繕積立金等並びにこれらに類する積立金及び引当金等を積み立て、又は留保その他の処理を行うことができることを明示するため、規定の変更を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分)

現 行 規 約	変 更 案
<p>第30条（金銭の分配） （省略）</p> <p>(1) 本投資法人の資産の運用によって生じる分配可能金額（以下「分配可能金額」という。）は、本投資法人の貸借対照表上の純資産額から出資総額、<u>出資剰余金及び評価・換算差額等の合計額を控除して</u>得た額をいう。</p> <p>(2) 分配金額は、租税特別措置法（昭和32年法律第26号。その後の改正を含む。）第67条の15（以下「投資法人に係る課税の特例規定」という。）に定める配当可能利益の額（以下「配当可能利益」という。）の100分の90（但し、法令改正等により当該金額の計算に変更があった場合には変更後の金額とする。）に相当する金額を超えて分配するものとして、本投資法人が決定する金額とする（但し、分配可能金額を上限とする。）。なお、本投資法人は資産の維持又は価値向上に必要と認められる長期修繕積立金、支払準備金、分配準備積立金<u>及びこれらに類する積立金及び引当金等を積み立てる</u>ことができる。</p> <p>(3)～(5) （省略）</p>	<p>第30条（金銭の分配） （現行どおり）</p> <p>(1) 本投資法人の資産の運用によって生じる分配可能金額（以下「分配可能金額」という。）は、本投資法人の貸借対照表上の純資産額から出資総額等の合計額を控除して得た額をいう。</p> <p>(2) 分配金額は、租税特別措置法（昭和32年法律第26号。その後の改正を含む。）第67条の15（以下「投資法人に係る課税の特例規定」という。）に定める配当可能利益の額（以下「配当可能利益」という。）の100分の90（但し、法令改正等により当該金額の計算に変更があった場合には変更後の金額とする。）に相当する金額を超えて分配するものとして、本投資法人が決定する金額とする（但し、分配可能金額を上限とする。）。なお、本投資法人は資産の維持又は価値向上に必要と認められる長期修繕積立金、支払準備金、分配準備積立金<u>並びにこれらに類する積立金及び引当金等を積み立て、又は留保その他の処理を行う</u>ことができる。</p> <p>(3)～(5)（現行どおり）</p>

第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員金子博人は、平成29年9月14日をもって任期満了となります。つきましては、平成29年9月15日付で執行役員1名の選任をお願いするものです。

本議案において、執行役員の任期は、現行規約第20条第1項但書を適用し、就任する平成29年9月15日より、選任後2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される執行役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとします。

なお、執行役員選任に関する本議案は、平成29年7月27日開催の役員会において、監督役員全員の同意によって提出されたものです。

執行役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴	所有する 本投資法人の 投資口数
おおくぼ さとし 大久保 聡 (昭和29年3月31日)	昭和52年4月 東京建物株式会社入社 平成4年4月 同社広報室課長兼企画部課長 平成6年4月 同社企画部課長兼企画部国際 企画室課長 平成7年4月 同社企画部経営企画室課長 平成8年1月 同社ビル営業第2部営業第2 グループ グループリーダー 平成10年10月 同社RM事業部長 平成17年3月 同社取締役大阪支店長 平成17年10月 同社取締役関西支店長 平成22年3月 東京建物不動産販売株式会社 監査役 平成22年3月 東京建物株式会社顧問 平成22年6月 株式会社東京リアルティ・イ ンベストメント・マネジメン ト代表取締役社長 平成29年4月 株式会社東京リアルティ・イ ンベストメント・マネジメン ト理事(現職)	1口

注：候補者大久保聡は、株式会社東京リアルティ・インベストメント・マネジメント理事を兼務しております。

上記を除き、候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。

第3号議案 補欠執行役員1名選任の件

執行役員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、平成29年9月15日付で補欠執行役員1名の選任をお願いするものです。本議案において、補欠執行役員の選任に係る決議の効力を有する期間は、現行規約第20条第3項の定めにより、第2号議案における執行役員の任期が満了するときまでとします。

なお、補欠執行役員選任に関する本議案は、平成29年7月27日開催の役員会において、監督役員全員の同意によって提出されたものです。

また、下記補欠執行役員候補者は、本投資法人が資産運用委託契約を締結している株式会社東京リアルティ・インベストメント・マネジメントの代表取締役社長です。

補欠執行役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴	所有する 本投資法人の 投資口数
じょう ぎき よし ひろ 城 崎 好 浩 (昭和35年10月22日)	昭和59年4月 秀和株式会社入社 昭和64年1月 東京建物株式会社入社 平成10年7月 株式会社東京建物プロパティ・マネージメント(現東京建物株式会社) 出向 営業部長 平成12年7月 東京建物不動産販売株式会社 出向 経営企画室次長兼マルチメディア営業グループ グループリーダー 平成20年3月 東京建物株式会社九州支店長 平成24年3月 同社 関西支店長 平成26年3月 同社 執行役員 関西支店長 平成27年10月 同社 執行役員 関西支店長 兼関西住宅事業部長 平成29年4月 同社 執行役員(現職) 平成29年4月 株式会社東京リアルティ・インベストメント・マネジメント 代表取締役社長(現職)	0口

注：候補者城崎好浩は、株式会社東京リアルティ・インベストメント・マネジメント代表取締役社長及び東京建物株式会社執行役員を兼務しております。
上記を除き、候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案 監督役員2名選任の件

監督役員出縄正人、草薙信久の両名は、平成29年9月14日をもって任期満了となります。つきましては、平成29年9月15日付で監督役員2名の選任をお願いするものです。

なお、本議案において、監督役員の任期は、現行規約第20条第1項但書を適用し、就任する平成29年9月15日より、選任後2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される監督役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとします。

監督役員候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴	所有する 本投資法人の 投資口数
1	出縄正人 (昭和39年2月5日)	平成2年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会）沖信・石原法律事務所入所 平成3年4月 沖信・石原・清法律事務所と改称 平成11年1月 同事務所パートナー弁護士（現職） 平成12年6月 株式会社金冠堂社外監査役（現職） 平成14年4月 慶應義塾大学法学部非常勤講師（民法演習） 平成15年7月 沖信・石原・清法律事務所をスプリング法律事務所と改称 平成17年2月 株式会社アルベックス社外監査役 平成19年7月 株式会社アドバイスリンク取締役（現職） 平成19年9月 本投資法人監督役員（現職） 平成21年4月 慶應義塾大学大学院法務研究科（法科大学院）非常勤講師（商法総合） 平成23年4月 最高裁判所司法研修所民事弁護教官 平成25年4月 同司法研修所民事弁護上席教官 平成26年9月 慶應義塾大学大学院法務研究科（法科大学院）非常勤講師（商法総合） 平成27年6月 イチカワ株式会社社外監査役（現職） 平成27年9月 慶應義塾大学大学院法務研究科（法科大学院）非常勤講師（商法総合）	0口

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴	所 有 する 本投資法人の 投 資 口 数
2	くさ なぎ のぶ ひさ 草 薙 信 久 (昭和41年12月10日)	平成元年4月 近畿日本ツーリスト株式会社 入社 平成8年10月 中央監査法人(後のみずぎ監 査法人) 入所 平成19年9月 フロンティア・マネジメント 株式会社入社 平成20年4月 仰星監査法人入所 平成21年10月 仰星税理士法人代表社員(現 職) 平成27年9月 本投資法人監督役員(現職) 平成28年5月 公益財団法人千葉県消防協会 監事(現職)	0口

注：候補者出縄正人は、スプリング法律事務所パートナー弁護士、株式会社金冠堂社外監査役、株式会社アドバイスリンク取締役及びイチカワ株式会社社外監査役を兼務しております。

候補者草薙信久は、仰星税理士法人代表社員及び公益財団法人千葉県消防協会監事を兼務しております。

両候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。

第5号議案 補欠監督役員1名選任の件

監督役員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、平成29年9月15日付で補欠監督役員1名の選任をお願いするものです。本議案において、補欠監督役員の選任に係る決議の効力を有する期間は、現行規約第20条第3項の定めにより、第4号議案における監督役員の任期が満了するときまでとします。

補欠監督役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	略歴	所有する 本投資法人の 投資口数
かわぐちあきひろ 川口明浩 (昭和35年4月8日)	昭和60年4月 東京都庁入都 平成8年10月 中央監査法人(後のみずず監査法人)入所 平成19年12月 川口明浩公認会計士事務所代表(現職) 平成28年4月 日本公認会計士協会千葉会副会長(現職) 平成28年4月 公益財団法人日本法制学会監事(現職)	0口

注：候補者川口明浩は、川口明浩公認会計士事務所代表、日本公認会計士協会千葉会副会長及び公益財団法人日本法制学会監事を兼務しております。

候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。

その他参考事項

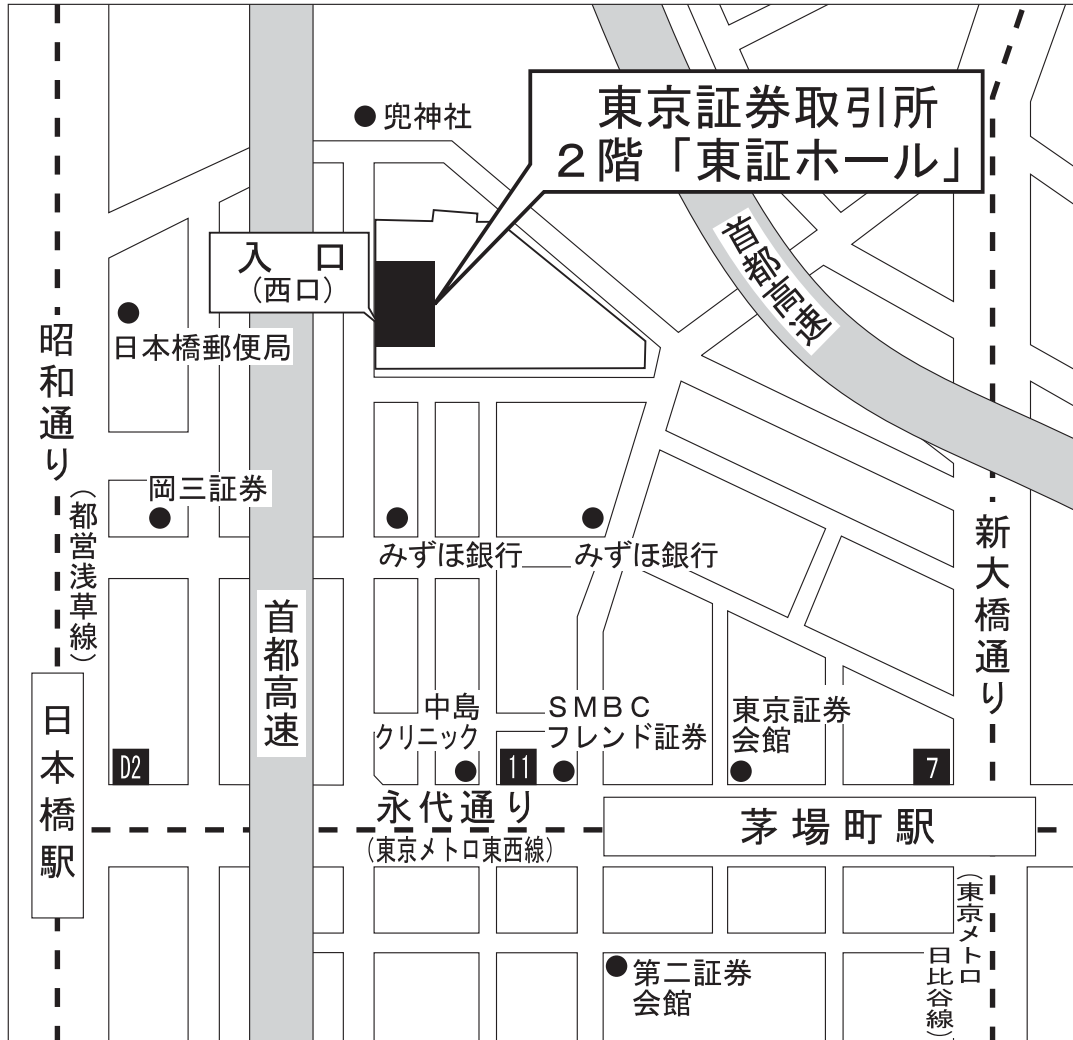
本投資主総会に提出される議案のうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、本投資法人の現行規約第13条第1項に定める「みなし賛成」の規定の適用はございません。

なお、前記の第1号議案から第5号議案までにつきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当していません。

以上

投資主総会会場のご案内図

会場 東京都中央区日本橋兜町2番1号
東京証券取引所 2階「東証ホール」
電話 03-3666-0141



交通のご案内

東京メトロ東西線	茅場町駅	(出口11)	徒歩5分
東京メトロ日比谷線	茅場町駅	(出口7)	徒歩7分
都営地下鉄浅草線	日本橋駅	(出口D2)	徒歩5分

お願い

- ・東京証券取引所へのご入館は西口よりお願い申し上げます。
- ・ご入館にあたっては、入口の警備員に議決権行使書面をご提示ください。
- ・ご入館の際に、警備員による金属探知機の検査がありますので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。
- ・会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮願います。